

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年4月末)

稚内労働基準監督署

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		32	32		36	36	-4	-11.1	100.0		123	123
除く鉱業計		32	32		36	36	-4	-11.1	100.0		123	123
製造業		4	4		7	7	-3	-42.9	12.5		19	19
食料品		4	4		5	5	-1	-20.0	12.5		17	17
木材木製品											1	1
紙・パルプ												
窯業・土石					1	1	-1				1	1
金属・機械					1	1	-1				1	1
その他												
鉱業												
土石採取業		1	1				1		3.1		1	1
建設業		3	3		5	5	-2	-40.0	9.4		25	25
土木工事業		1	1		2	2	-1	-50.0	3.1		11	11
建築工事業		1	1		3	3	-2	-66.7	3.1		9	9
木造建築業											3	3
設備工事業		1	1				1		3.1		2	2
道路貨物運送		1	1		6	6	-5	-83.3	3.1		10	10
その他の運輸		1	1				1		3.1		1	1
貨物取扱業												
林業					1	1	-1				2	2
漁業		2	2				2		6.3		15	15
商業		5	5				5		15.6		7	7
清掃業		1	1		1	1			3.1		1	1
畜産業		1	1		2	2	-1	-50.0	3.1		6	6
その他の事業		13	13		14	14	-1	-7.1	40.6		35	35

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和6年 稚内労働基準監督署管内の死亡災害概要

(令和6年4月末)

No.	発生月	発生時	事故の型	起因物	業種	災害の概要
				なし		

令和6年
業種別・事故の型別労働災害発生状況 (令和6年4月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	業種	製造業						鉱業	土石採取業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	その他の事業	全産業合計
		食料品	木材製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属機械	その他																	
1 墜落・転落		2	2					1	1		1								2			1	7	
2 転倒		1	1						2	1			1	1	1				2	1		1	9	
3 激突																								
4 飛来・落下																								
5 崩壊・倒壊																								
6 激突され																		1	1		1		3	
7 はさまれ・巻き込まれ																		1					1	
8 切れ・こすれ																								
9 踏抜き																								
10 おぼれ																								
11 高温・低温の物との接触		1	1																				1	
12 有害物との接触																								
13 感電																								
14 爆発																								
15 破裂																								
16 火災																								
17 交通事故(道路)																						1	1	
18 交通事故(その他)																								
19 動作の反動・無理な動作																								
90 その他																						10	10	
99 分類不能																								
合計		4	4					1	3	1	1		1	1	1			2	5	1	1	13	32	

令和6年
事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和6年4月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合
		原	動	木	建	金	一	車	動	動	乗	圧	化	溶	炉	電	人	用	そ	仮	危	材		自	そ	起	分	
		機	構	械	械	械	械	械	等	機	物	器	器	置	等	備	等	具	備	等	等	荷	等	等	物	し	能	
1	墜落・転落				1					1								3		2								7
2	転倒																			3				6				9
3	激突																											
4	飛来・落下																											
5	崩壊・倒壊																											
6	激突され								1		1													1				3
7	はさまれ・巻き込まれ								1																			1
8	切れ・こすれ																											
9	踏抜き																											
10	おぼれ																											
11	高温・低温の物との接触														1													1
12	有害物との接触																											
13	感電																											
14	爆発																											
15	破裂																											
16	火災																											
17	交通事故(道路)										1																	1
18	交通事故(その他)																											
19	動作の反動・無理な動作																											
90	その他																									10		10
99	分類不能																											
合	計				1				2	1	2				1			3		5				7	10			32

<令和6年労働災害は昨年比減少>

1 労働災害発生状況

令和6年4月に確認された休業4日以上労働災害件数は6件でした。令和6年の労働災害件数は合計で32件となり、前年同期と比べて4件減少(-11.1%)となりました。

新型コロナウイルス感染症によるものは10件です。

60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は16件で全体の50.0%を占めています。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

【製造業】

・ホタテ加工場内で掃除中にホースに足をつまずいて転倒し、左肋骨を骨折したもの。(60代女性、2週間)

・トラックの荷台からはしごを使って降りようとした際に、手を滑らせて地上に落下したもの。(50代男性、4か月)

・調理室での調理作業中、蒸気窯の蓋を開けた際に、蒸気が左腕に触れて熱傷を負ったもの。(60代女性、1週間)

【砂利採取業】

・タイヤショベルのエンジンをかけようとして運転席へのステップ上でドアを開けたところ、ドアと体の距離が近く、ドアに体が当たり、地面に飛び降りたところ、右足踵を骨折したもの。(60代女性、3か月)

【漁業】

・操業終わりにワイヤーを巻いていたところ、ガイドローラーからワイヤーが外れ、船のへりを掴んでいた右手にワイヤーがあたり第三指に裂傷を負ったもの。(70代男性、2週間)

【教育研究業】

・水槽への給水作業中に足場としていたプラスチック製の台が滑ったため転倒し、左足くるぶしを骨折したもの。(50代女性、1か月)

3 稚内署からのお知らせ

○建設工事着工期労働災害防止運動(令和6年4月1日～令和6年6月30日)

「『着工期』こそ、安全対策の『質』を決める時期」をスローガンに今年も「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開しています。

稚内署管内においては、令和4年から2年連続の死亡災害0件を達成し、現在も継続中ですが、北海道全体で見ると、今年だけで既に5件の死亡災害が発生しています(3月末速報値)。

同運動期間中、特に5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定めていますので、社内安全パトロール等自主的な労働災害防止活動を行うようご協力をお願いします。

稚内署では保護帽に貼付するシール(枠下図参照)を配布しております。ご希望の方は窓口までお越しください。

○全国安全週間(6月準備月間、7月1日～7月7日本週間)

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に実施され、本年度で97回目を迎えます。

本年のスローガンは「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」となっています。重点事項等は、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39684.html からご確認ください。

○化学物質の法改正が完全施行されています(令和6年4月1日～)

化学物質を取扱う際は、必ずSDS(安全データシート)を入手し、必要なばく露防止措置を講じてください。詳細は「ケミサポ」(<https://cheminfo.johas.go.jp/>)をご覧ください。下記QRコードはリンクとなっています。

○足場のルールが改正されています(令和6年4月1日～)

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

○建設業、自動車運転者、医師に時間外労働の上限規制が適用されています(令和6年4月1日～)

上記業種・職種については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されました。詳しくは、時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」(<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>)にQ&A等掲載されていますのでご確認ください。下記QRコードは該当ページのリンクとなっています。

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	3件
建設業	0件
道路貨物運送業	0件
林業	0件
その他の事業	3件 (砂利採取業、漁業1、教育研究業1)
計	6件



※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています!

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)